

【国】基本的な考え方

- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。  
(具体的な方針)
  - ・ 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
  - ・ 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
  - ・ 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- ※ 幼稚園、保育所から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の基準の特例の考え方
  - ・ 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
  - ・ なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。
  - ・ 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

1 各種基準項目

No.	項目		(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準 ※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	関係施設の基準			
			新設	移行特例		幼稚園	保育所	認証保育所	
				対象					内容
1-1	設備関係	施設位置	○ 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む。)を前提とする。  既存幼稚園 既存保育所	建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。 ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。	○ 分園制度あり	○ 規定なし ○ 分園は可。 → 本園と同様の運営をする場合は、設置基準を満たす必要あり。 → 本園の一部の施設として一時的に設置する場合は、設置基準を満たす必要なし。 (文科省に確認済)	○ 分園制度あり	○ 分園制度なし。ただし認定こども園の特例として分園制度あり。	
<部会委員の主な意見(事前聴取)> ● 建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合であっても設置可としている現行の基準から下がっていないのであれば、問題はない。									

No.	項目		(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
			新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
				対象	内容				
1-2	設備の種類	園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園庭は必置。</li> <li>○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。</li> <li>○ 教育的観点重視し、代替遊戯場、屋上の面積算入は不可。</li> <li>※ ただし屋上は一定の要件を満たせば面積算入可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積（1人につき3.3㎡）に限り、代替遊戯場、屋上の面積算入可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外遊戯場又は運動場必置（条例第7条）</li> <li>○ 幼稚園については園舎と同一の敷地内又は隣接地。（規則第10条）</li> <li>○ 保育所については代替遊戯場・屋上可。（規則第10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動場は必置。</li> <li>○ 園舎と同一敷地内又は隣接する位置とすることが原則。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外遊戯場（満2歳以上児を入所させる場合）は原則必置。</li> <li>○ 付近の適当な場所代替可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外遊戯場（満2歳以上児を入所させる場合）は原則必置。</li> <li>○ 付近の適当な場所代替可。</li> </ul>	
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;屋上を活用する場合の条件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物であること</li> <li>教育・保育が効果的に実施できる環境</li> <li>屋上又は同一階に、便所、水飲み場等設置</li> <li>防災に留意</li> <li>地上の園庭と同様の環境の確保及び、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。</li> <li>屋上の位置は、保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内</li> </ol> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;屋上を活用する場合の条件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物であること</li> <li>教育・保育が効果的に実施できる環境</li> <li>屋上又は同一階に、便所、水飲み場等設置</li> <li>防災に留意</li> </ol> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現行幼保連携型の特例】*幼稚園基準の特例 適正な運営に実績を有する既存保育所と幼保連携施設を構成するよう新たに設置される幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付近の適当な場所代替可（通知）</li> <li>・ 屋上（一定の場合）を含む取扱い可（通知）</li> </ul> <p>（【通知】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について） → 都は採用せず</p> </div>				
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園でも、実際に屋上を活用しているところはあると思うが、園庭という位置づけにはしていないだろう。</li> <li>● 屋上を園庭として正式に認めることで、保育は多様になる。教育的観点からの屋上の使い方が広がるかもしれない。</li> <li>● 園庭は大事。それは、地面にある石や虫などの自然に触れるのが大切なのであって、屋上でもきれいな植栽があるからいいというのは違う。地震が来たらどうするのか。ビル風が吹きすさぶ屋上の園庭でどうやって遊ぶのか。安全性を緩めてはだめ。是非、自治体の方の基準でストップしてほしい。</li> </ul>									
1-3	面積関係	園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。</li> <li>・ 満3歳以上児に係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方</li> <li>・ 満2歳児について、保育所基準による面積</li> </ul>	<p>（現行の特例と同じ）</p> <p>満3歳以上児の園庭の面積が保育所基準以上である場合には、幼稚園基準（1学級：330㎡等）を満たさなくてもよい。</p>	<p>（並列型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設を共用しない場合は幼稚園基準と保育所基準をそれぞれ適用。（規則第10条）</li> <li>○ 施設を共用する場合は幼稚園基準及び保育所基準によりそれぞれ算出し、いずれか大きい方。（規則第11条）</li> </ul>	<p>[運動場]</p> <p>1学級330㎡ 2学級360㎡ 3学級400㎡ 4学級以上 400+80×(学級数-3)㎡</p>	<p>[屋外遊戯場]</p> <p>・ 満2歳以上児1人につき3.3㎡ ・ 付近の適当な場所代替可</p>	<p>[屋外遊戯場]</p> <p>・ 満2歳以上児1人につき3.3㎡ ・ 付近の適当な場所代替可</p>	
				<p>（現行の特例と同じ）</p> <p>幼稚園基準の面積基準と、満2歳児の幼児について保育所面積基準を合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現行幼保連携型の特例】*幼稚園基準の特例 適正な運営に実績を有する既存保育所と幼保連携施設を構成するよう新たに設置される幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳以上児に係る運動場面積が保育所の屋外遊戯場の面積基準を満たしていれば可</li> </ul> <p>&lt;幼稚園設置基準附則第5項及び第6項&gt; → 都は採用せず</p> </div>				
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動場というのは、単に人数×面積や学級数×面積ということではない。たとえ一人しか園児がいなくても、その子が走り回れる広さは必要である。そのため、面積の最低基準は、未就学児が思い切り遊べる広さで設定して欲しい。</li> <li>● ひとつの考え方として、高いほうの基準を採用するという考え方も分かる。また一方で高ければよいのかという考え方もある。</li> <li>● 運動場と屋外遊戯場について、区部は大変だと思う。屋上を認可の面積に算入しているところも多数あるし、代替遊戯場としているところもたくさんある。</li> </ul>									

No.	項目			(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)	(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準				
				新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
					対象	内容				
1-4		園舎	○ 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園の基準を満たすこと。	（現行の特例と同じ） 満3歳以上児の保育室又は遊戯室の面積が保育所基準を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。	（並列型） ○ 施設を共用しない場合は幼稚園基準と保育所基準をそれぞれ適用。（規則第7条） ○ 施設を共用する場合は幼稚園基準及び保育所基準によりそれぞれ算出し、いずれか大きい方。（規則第11条）	〔園舎〕 1 学級180㎡ 2 学級320㎡ 3 学級以上 320+100×(学級数-2)	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡ (年度途中2.5㎡)		
			既存 保育所	（現行の特例と同じ） 満3歳以上児の保育室又は遊戯室の面積が保育所基準を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。	（並列型） ○ 施設を共用しない場合は幼稚園基準と保育所基準をそれぞれ適用。（規則第7条） ○ 施設を共用する場合は幼稚園基準及び保育所基準によりそれぞれ算出し、いずれか大きい方。（規則第11条）	〔園舎〕 1 学級180㎡ 2 学級320㎡ 3 学級以上 320+100×(学級数-2)	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡ (年度途中2.5㎡)		
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼保連携型になって、2歳児の人数が増えると、幼稚園の3歳以上児の占有面積が狭くなるのではないか。</li> </ul>										
1-5	設備関係	面積基準	保育室等	○ 各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。	（現行の特例と同じ） 園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準を満たしている場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。	（並列型） ○ 施設を共用しない場合は幼稚園基準と保育所基準をそれぞれ適用。（規則第8条、9条） ○ 施設を共用する場合は幼稚園基準及び保育所基準によりそれぞれ算出し、いずれか大きい方。（規則第11条）	〔園舎〕 1 学級180㎡ 2 学級320㎡ 3 学級以上 320+100×(学級数-2)	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡ (年度途中2.5㎡)	
				既存 幼稚園	（現行の特例と同じ） 園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準を満たしている場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。	（並列型） ○ 施設を共用しない場合は幼稚園基準と保育所基準をそれぞれ適用。（規則第8条、9条） ○ 施設を共用する場合は幼稚園基準及び保育所基準によりそれぞれ算出し、いずれか大きい方。（規則第11条）	〔園舎〕 1 学級180㎡ 2 学級320㎡ 3 学級以上 320+100×(学級数-2)	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡	〔保育室又は遊戯室〕 ○ 幼児1人につき 1.98㎡ 〔乳児室・ほふく室〕 ○ 乳幼児1人につき 3.3㎡ (年度途中2.5㎡)	
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1学級35名の学級編制にした場合、保育所基準を採用すれば今よりも必要面積の確保が厳しくなるが、その中には短時間利用児と長時間利用児がいる。保育所の面積基準は、長時間保育所にいることを前提としているための面積基準であり、短時間利用児が帰った後の学級編制を考えると、幼稚園基準を採用しても保育所基準を下げることはない、ということはあるか。</li> <li>● 保育所の児童一人当たり面積基準を求めなくても、幼稚園は広いから10年間の経過期間中に改修して基準を満たすよう求めればよい。</li> <li>● 保育室について、保育所は室内で保育することも考えているから、園舎の面積ではなく、1人当たりの面積が必要となる。</li> </ul>										

No.	項目	(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
		新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
			対象	内容				
1-6	設備関係 園舎の階数、 保育室等の 設置階 耐火条件等	<p>○ 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合は、3階建以上も可。</p> <p>○ 保育室等の設置階については、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、2階に設置可。</p> <p>○ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可。)</p> <p>※ 避難階を1階と規定。(したがって、傾斜地等では、同一建物に1階が複数存在する可能性あり。)</p> <p>※ 園庭面積算入対象となる屋上と同一階又は上下1階内の保育室等は3階以上の設置可。</p>	<p>既存保育所</p> <p>(現行の特例と同じ) 保育室等の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。</p>	<p>※ 認定こども園としての規定はない。(幼稚園基準、保育所基準に依る。)</p> <p>【現行幼保連携型の特例】*幼稚園基準の特例 保育室等の2階以上への設置については、保育所の基準(待避設備の設置等)を満たしていれば可。〈幼稚園設置基準附則第4〉 →都は採用せず</p>	<p>○ 園舎は2階建以下が原則。特別な事情の場合は3階建以上も可。</p> <p>○ 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。ただし、園舎が耐火建築物で待避施設を備える場合は、2階に設置可。</p>	<p>○ 階数による制限無し</p> <p>○ 耐火構造(2階までの場合は準耐火可)、延焼防止設備、転落防止、4階以上の場合の外階段等</p>	<p>○ 階数による制限無し</p> <p>○ 耐火構造(2階までの場合は準耐火可)、延焼防止設備、転落防止、4階以上の場合の外階段等</p>	
		<p>既存幼稚園</p> <p>(現行の幼稚園基準と同内容の移行特例を新設) 保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を満たしていれば可。</p> <p>※ 建築基準法、消防法等で求められている施設を想定</p>	<p>【現行幼保連携型の特例】*幼稚園基準の特例 適正な運営に実績を有する既存保育所と幼保連携施設を構成するよう新たに設置される幼稚園 ・保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可。〈幼稚園設置基準附則第4〉 →都は採用せず</p>					
<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波対策など特殊な状況を捉えれば、上の階の方がよいという考えもあるだろう。しかし、防火対策上の観点では、避難するのに一度に何人の乳幼児を抱えられるか。</li> <li>● 小さい子は、本来1階に置くべき。大きい子も小さい子も1階に置くのがよいと思うが。</li> <li>● 傾斜地など2階が避難階(1階と考える)に相当する場合の3階(実質2階)への保育室の設置はよいのではないか。安全を確保するためには、避難出口すべてが公道に繋がるような、平行移動で避難できる構造を考えていくべきだと思う。</li> <li>● 安全という点に直結する部分なので、安易に基準を緩めることはできないと思う。</li> <li>● 何かあったときに抱えられた子どもと抱えられなかった子どもが出る。5人の子どもを抱えて逃げることはできない。基準を緩めて、他人に頼ることを考えるような基準は採用できない。</li> <li>● 津波への対応というのあるかもしれないが、そうした特殊な事例を持ち出して、基準として普遍化するのはいかがなものか。最悪な状況を考えていく必要がある。規制がないと厳しい。</li> <li>● 国は、せいぜい津波対策程度の高さになることしか想定していないのではないか。タワーマンションの上階に保育室ができてしまうような事態に思いが至っていないのではないだろうか。</li> <li>● 保育室の設置階について、高層階に保育室を設置しようとするケースが都内ではでてくるかもしれない。安全性を考えれば何階でも良いとは言えない。都として3階くらいまでという指導をしてはどうか。文字面だけ合法でも実際はどうか考える必要がある。</li> <li>● 被災地でも聞いてきたが、子どもの避難の際に近所の人も手伝ってもらって、なんとか避難できたらしい。東京のような人口過密のところで、地震の活動期に入っているといわれているのに、災害が起こったらどうするのか。</li> <li>● 土地がないという問題では無い。1階を子供に譲るくらいできないのかと思う。</li> <li>● 高層階からの避難の際に、一体何人の子どもを抱えて避難できるのか。実際にはそんなに抱えられない。</li> </ul>								

No.	項目	(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
		新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
			対象	内容				
2-1	職員関係 施設長の資格	<p>○ 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。</p> <p>○ 上記と「同等の資質」を有する者として、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が認めた場合も可。</p> <p>※ 「同等の資質」の具体的な判断指針を示す。</p> <p>※ 国は、園長研修の実施体制の検討及び、免許・資格併有に向けた環境整備。</p> <p>※ 施行から5年後を目処に見直しを検討。</p> <p>○ これらの扱いは、副園長・教頭についても準用。</p>	—	—	<p>○ 教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力（規則第17条）</p>	<p>○ 教諭免許状（※）及び5年以上の教育職経験、又は、10年以上の教育職経験が原則。</p> <p>※ 専修・1種免許状のみ。</p> <p>○ 「同等の資質」を有する者等の特例あり。</p>	<p>○ 2年以上の児童福祉事業従事経験や1年以上の保育士としての実務経験など</p>	<p>○ 保育士有資格者であって、保育施設等における1年以上の勤務経験があること。</p>
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験」という規定は具体性に欠けており、明瞭にする必要があるのでは無いか。</li> <li>● 幼稚園の園長は現状、言ってしまうえば誰でもなれる。昨日まで園バスの運転手だった二世が突然園長になり、保護者からクレームがくるなど、トラブルになったこともある。</li> <li>● 園長の資格をきちんとしないと、現場の状況が悪くなる。園長の研修は現場でも話題になるほどである。</li> <li>● 「同等の資質」について、国からの基準が示されていないとのことなので、示されるのを待ちたい。</li> <li>● 社会福祉事業ならば何でも良いということになっているため、単なる事務であっても、高齢者福祉でも経験になるという保育所の基準は緩すぎる。</li> <li>● 現場の保育士には両方幼稚園教諭免許と保育士資格取れと言いつつ、施設長に資格を求めないわけにはいかない。経過措置として、現行の施設長については認めつつ、施設長が交代するときには資格をきちんと求めるとか、管理職研修のようなものを2年に1度くらいは受けるようにする必要がある。</li> <li>● 保育士資格も必要だが、マネジメント能力が必要となってくる。</li> </ul>								

No.	項目	(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
		新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
			対象	内容				
2-2	教育・保育に従事する職員の資格  職員関係	<p>&lt;法15条&gt; 幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者。</p> <p>&lt;法附則第5条&gt; 施行日から起算して5年間は、幼稚園教諭免許又は保育士登録を受けた者。</p>	—	—	<p>○ 3歳未満児は保育士。</p> <p>○ 3歳以上児は原則、幼稚園教諭及び保育士資格併有。併有者をおけない場合、次の①及び②を満たす場合は幼稚園教諭又は保育士のいずれかで可。</p> <p>① 学級担任は幼稚園教諭</p> <p>② 幼稚園について、共通利用時間以外は常勤保育士6割以上 (条例第6条、規則第6条)</p>	○ 幼稚園教諭	○ 保育士	○ 保育士 (常勤6割以上)
		<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育時間内だけ資格を持った職員を配置し、夕方には残っている職員がみているという状況にならないようにして欲しい。</li> <li>● 保育所で働く幼稚園免許を持った先生は、更新講習を受けていない場合が多いのではないか。もしその先生が働く施設が、幼保連携型認定こども園になったとしても、免許が失効していることが判明すると、施設基準は充足できていても運営ができなくなる可能性がある。そういう場合の救済措置などの点にも目を向けて欲しい。</li> </ul>						
2-3	職員の種類	<p>○ 必置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長</li> <li>・ 保育教諭</li> <li>・ 学校医、歯科医、薬剤師</li> <li>・ 調理員</li> </ul> <p>(ただし調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は不要)</p> <p>○ 努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副園長又は教頭</li> <li>・ 主幹養護教諭</li> <li>・ 養護(助)教諭、事務職員</li> </ul>	—	—	<p>○ 認定こども園の長(条例第11条)</p> <p>○ 保育に従事する者(条例第5条)</p>	<p>○ 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長</li> <li>・ 主幹教諭</li> <li>・ 指導教諭又は教諭</li> <li>・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師</li> </ul> <p>○ 置くよう努める職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主幹養護教諭</li> <li>・ 養護(助)教諭</li> <li>・ 事務職員</li> </ul>	<p>○ 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士</li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員(調理業務全委託の場合を除く)</li> </ul>	<p>○ 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士</li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員(調理業務全委託の場合を除く)</li> </ul>
		<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「努力義務」としている「養護教諭」などは、基準上は努力義務でも良いが、実質的には「必置」として欲しい。</li> <li>● 小学校以上の学種並みの職員を揃えて欲しいというのが本音。</li> <li>● アレルギー児対応の観点からも栄養士の配置は必要。</li> <li>● 看護師の配置が必要という意見があるのでは無いだろうか。</li> <li>● 栄養士とか看護師の費用の支援をしてほしい。</li> </ul>						

No.	項目			(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)	(現) 幼保連携型認定こども園の基準		関係施設の基準			
				新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
					対象	内容				
2-4	職員関係	職員配置、学級編制	3歳以上児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1号認定、2号認定の違いにかかわらず満3歳以上児の教育時間は一体的に学級を編制。</li> <li>○ 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則。ただし、地域の実情等により異年齢児での学級編制可。</li> <li>○ 学年途中で満3歳に達した子どもの取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱い可。</li> <li>○ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定。</li> <li>○ 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭等を1人配置。</li> </ul> ※ 特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替可。 ○ 1学級の幼児数は、35人以下が原則。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4歳以上児30人：職員1人、3歳児20人：職員1人（条例第5条）</li> <li>○ 共通利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級に、当該学級を専任で担任する者（学級担任）として少なくとも一人の保育従事職員を置かなければならない。（条例第5条）</li> <li>○ 学級は、4月1日から翌年の3月31日までの期間による年度の初日の前日において同じ年齢にある子どもで編制するものとする。（規則第5条）</li> <li>○ 1学級の子どもの数は、35人以下とする。（規則第5条）</li> <li>○ その他 共通利用時間における教育及び保育の目標及び内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくこと、学級活動及び異年齢活動を適切に組み合わせる等。（規則第14条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級を編制</li> <li>○ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。</li> <li>○ 1学級当たり幼児数は、原則35人以下・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭（専任の副園長・教頭等も可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4歳以上児30人：職員1人</li> <li>○ 3歳児20人：職員1人</li> <li>○ 認定こども園である保育所は、短時間利用児35人につき1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4歳以上児30人：職員1人</li> <li>○ 3歳児20人：職員1人</li> <li>○ 認定こども園である認証保育所は、短時間利用児35人につき1人</li> </ul>
			0~2歳児	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1・2歳児6人：職員1人</li> <li>○ 0歳児3人：職員1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1・2歳児6人：職員1人</li> <li>○ 0歳児3人：職員1人</li> </ul>	
			<部会委員の主な意見（事前聴取）> ● 公立幼稚園では、3分の1ぎりぎりまで非常勤を採用することが多い。							
2-5			勤短時の間勤務の職員（非）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育教諭等は常勤。</li> <li>○ 講師は短時間勤務可。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育従事職員数は、常時2人以上（条例第5条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教諭等は常勤。</li> <li>○ 講師は短時間勤務可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常時2人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常時2人以上</li> </ul>

No.	項目			(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)	(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準				
				新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
					対象	内容				
2-6	設備関係	設備の種類	保育室等	<p>○ 幼稚園・保育所それぞれで必要とする保育室等を全て設置。 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもに係る保育室数は学級数以上。</li> <li>・ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。</li> <li>・ 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。</li> <li>・ 特別な事情がある場合は職員室と保健室の兼用可。</li> </ul>	—	—	<p>○ 保育室又は遊戯室(満2歳以上)、ほふく室又は乳児室(条例第7条)</p>	<p>○ 保育室、遊戯室、職員室、保健室、便所は必置。</p> <p>○ 特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。</p> <p>○ 保育室数は学級数以上。</p>	<p>○ 保育室又は遊戯室(満2歳以上)</p> <p>○ ほふく室又は乳児室・医務室・便所</p>	<p>○ 保育室又は遊戯室(満2歳以上)</p> <p>○ ほふく室又は乳児室・医務室・便所</p>
			<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「保育室と遊戯室の兼用可」について、幼保連携型になって3～5歳児(1号認定・2号認定)の人数が増えることになると、雨天時が大変だろう。遊戯室は子どもに大切な役割を果たす場なので、保育室と兼用ではなく別に整備すべき。多くの人が遊戯室を使えるようにした方がよい。</li> <li>● 保育室と遊戯室を兼用することは多い。</li> </ul>							
2-7	設備関係	設備の種類	調理室	<p>○ 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。 ※ 設備内容等は食品衛生法に関する条例等に従う。</p> <p>○ ただし、食事の提供すべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可。</p> <p>○ 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p>	—	—	<p>○ 調理室又は給食施設(条例第7条)</p>	<p>○ 給食施設を備えるよう努める。</p>	<p>○ 調理室は必置。</p>	<p>○ 調理室は必置。</p>
			<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● どういう保育をやるのかという観点から考えると、給食は園児への食育などに活用ができ、教育の質がもっと豊かになる。「必要な調理設備」であっても工夫次第だと思うので、必ずしも基準が下がったとは言えない。</li> <li>● 20人未満の施設はいわゆるキッチンのような調理施設でいいというのは、アレルギー児対応など安全面を考えると非常に怖い。誤食などが起きた場合はどうするのか。安全性の規制緩和はない。</li> <li>● 調理室について、子どもの最善の利益を考えれば20人未満であれば調理設備とするというただし書きは採用できないだろう。</li> <li>● 20人未満は調理設備でいいという取扱いも、東京都では止めてほしい。アレルギー対応の大切さなど安全確保の重要性をわかる人がいないと。</li> <li>● 20人未満の取扱いについて、アレルギー対応する場合、キッチン程度の狭い所では混入するおそれもあり、危険。人数にかかわらず、きちんとした調理施設は必要。</li> </ul>							



No.	項目			(新) 幼保連携型認定こども園 (H25. 12. 26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)	(現) 幼保連携型認定こども園の基準		関係施設の基準			
				新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
	対象	内容								
2-8	設備関係	設備の種類	その他の設備	○ 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ○ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室の設置は努力義務。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 必置設備 ・ 飲料水設備 ・ 手洗用設備 ・ 足洗用設備 ○ 備えるよう努める設備 ・ 放送聴取設備 ・ 映写設備 ・ 水遊び場 ・ 幼児洗浄用設備 ・ 図書室 ・ 会議室	—	—
2-9		他の施設設備の使用		—	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 教育上・安全上支障ない場合は可	○ 併設社会福祉施設の設備の共用可（保育室は除く） ○ 合築・併設・同一敷地の学校の給食施設の共有可（通知）	—
2-10	運営関係	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等		○ 基本的に、保育所と同じ。 ○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによる差別的取扱い不可。 ○ 入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為不可。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用不可。 ○ 正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密の漏洩不可。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 教員は園児に体罰を加えることができない。	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。 ○ 当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。等	○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アレルギー児や障害児の受入れについても触れるべきでは。</li> </ul>										

No.	項目	(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
		新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
			対象	内容				
2-11	教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年の開園日数は、原則として日曜日・国民の祝休日を除いた日。</li> <li>○ 1日の開園時間は、原則として11時間。</li> <li>○ ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じた取扱い可。</li> <li>○ 満3歳以上児の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間が標準。</li> <li>○ 満3歳以上児の教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設定。</li> <li>○ 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間（4時間を標準とする）等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱い可。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける児童に保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて定める。（規則第17条）</li> <li>○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。（条例第2条）</li> <li>○ 保育に欠ける児童の保育時間は、1日に8時間を原則として子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定める。（条例第11条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。</li> <li>○ 毎学年の教育週数は39週を下らない。</li> <li>○ 学期の区分・長期休業日あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開所日に関する規定無し。</li> <li>○ 開所時間は原則として11時間。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開所日は年末年始、日曜祝日を除く毎日。</li> <li>○ 開所時間は1日13時間</li> </ul>
2-12	運営関係 食事の提供 (提供範囲) (提供方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2号子ども・3号子どもへの食事の提供は必須。</li> <li>○ 1号子どもへの食事の提供は園の判断。</li> <li>○ 原則は自園調理、満3歳以上児については外部搬入可。</li> <li>○ 満3歳未満児に対する外部搬入は、公立も含め不可。</li> <li>○ 2号子ども、3号子どもに対しても、保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、弁当持参可。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自園調理を原則とするが3歳以上児については外部搬入可。（規則第12条）</li> <li>○ 保育に欠けない子どもについては弁当持参という対応も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事の提供方法、範囲に関する規定はなし。</li> <li>○ 給食施設を備えるように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自園調理</li> <li>○ 一定の基準を満たせば3歳以上児については外部搬入可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自園調理</li> <li>○ 一定の基準を満たせば3歳以上児については外部搬入可。</li> </ul>
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アレルギー対応のために保護者が希望する弁当持参は認めるべき。</li> <li>● 給食か弁当持参かを選べるところは実際にある。保護者の希望による選択制は不可能ではない。ただし、弁当持参を強制することはよくない。</li> <li>● アレルギーを持つ子どもや、特に異文化の子どもへの配慮が大切になる。</li> <li>● 弁当強要は無理だろう。現実には、親の保育力が落ちている。一般的に、幼稚園は入園時に子供も保護者も選別している。それに対して保育所は支援すべき対象の裾野が広い。そうした中で弁当持参を求めることが子供にとってよいが。</li> <li>● 弁当の良い面はもちろんあるが、それは別の話として考えるべき。</li> </ul>								

No.	項目		(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
			新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
				対象	内容				
2-13	運営関係	園児要録・出席簿	○ 全在園児に係る幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿を作成。 ○ 転園時、進学時に園児要録（仮称）の抄本又は写しを当該児童の転園・進学した先に送付。	—	—	○ こども要録（国通知）	○ 幼稚園幼児指導要録（幼児の学習及び健康の状況を記録した書類）、出席簿を作成しなければならない。 ○ 幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。	○ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。	○ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。
2-14		研修等（法律事項以外）	○ 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努める。 ○ 施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。	—	—	○ 教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。（条例第9条）	規定なし（教育基本法等で規定）	○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。	○ 職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
<p>&lt;部会委員の主な意見（事前聴取）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常勤の資質を上げる必要がある。義務付けた方がよいという意見もある。例えば、年間に複数回研修を受講させるなど。</li> <li>● 国の基準では指針のままである。都としてきちんと細かい内容を示して欲しい。</li> <li>● 保育の質は即ち保育者の質である。やりがい、課題意識を持った研修を、継続的に行うことが不可欠である。</li> <li>● 現状では、明日の保育をどうするかという目の前の内容が多く、保育者としてのキャリア、意欲や課題が見える研修をすべきである。</li> <li>● 某区では、保育所の園内研修に今年度から補助金がついた。このように、掛け声だけでも良いから、都から第一歩を促して欲しい。</li> <li>● 本来は予算が伴う支援が望ましい。</li> <li>● 幼稚園と保育所の研修では方向が違う。幼稚園では教育内容の向上、保育所では保育の質の向上を主に目的としている。</li> <li>● 幼保連携型認定こども園としての新しい研修のあり様をこの機会に考えるべき。</li> <li>● 幼稚園教諭や保育士の研修や育成の話になると、どうしても待遇改善の話が先行してしまう。待遇は、保育士を辞める理由にはなっても、保育士になりたい理由にはならない。</li> <li>● 保育士になりたいという意欲を持った人たちをもっと増やしていくためにも、育成面からの支援は不可欠。</li> </ul>									
2-15	職員会議	職員会議	○ 職員会議（園長の職務の円滑な執行に資する）を置くことができる。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 職員会議（園長の職務の円滑な執行に資する。）を置くことができる。	○ 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。	○ 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

No.	項目	(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
		新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
			対象	内容				
2-16	運営状況評価	○ 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付け。 ○ 関係者評価と第三者評価は、いずれも実施する努力義務。	—	—	○ 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質向上の努力義務。(規則第17条)	○ 運営に関する自己評価・結果公表の義務。 ○ 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・結果公表の努力義務。 ※ 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年11月改訂)。	○ 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。	○ 自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常にサービスを受ける利用者の立場に立って、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならない。
		<p>&lt;部会委員の主な意見(事前聴取)&gt;</p> <p>● 第三者評価の積極的受審に向けて、補助金や指導監督基準の項目に入れるなど、仕掛けが必要。</p>						
2-17	運営関係 苦情解決	○ 苦情受付窓口の設置等の必要な措置。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 規定なし	○ 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	○ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先を利用者に書面で交付しなければならない。
2-18	家庭・地域との連携、保護者との連絡	○ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 家庭・地域との連携協力の努力義務。(教育基本法) ※ 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。 ○ 学校運営の状況に関する情報の積極的提供の義務。(学校教育法) ○ 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱)を置くことができる。	○ 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。	○ 保護者と密接な連絡をとり、保育方針等につき保護者の理解と協力を得るよう努めること。

No.	項目		(新) 幼保連携型認定こども園 (H25.12.26【国】子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議資料より)		(現) 幼保連携型認定こども園の基準	関係施設の基準			
			新設	移行特例		※ 幼稚園、保育所基準の遵守を前提に、特に認定こども園の認定要件として規定している内容。	幼稚園	保育所	認証保育所
				対象	内容				
2-19	運営関係	保健安全関係 (健康診断)	○ 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回実施。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)	○ 少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第十一条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	○ 少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2-20		保健安全関係 (感染症に係る臨時休業・出席停止)	○ 感染症に係る臨時休業や出席停止は幼稚園と同じ。 (学校保健安全法を準用) ○ 感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号、3号認定の子どもへの配慮事項等は別途検討。	—	—	※ 認定こども園としての規定はない。	○ 学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○ 園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法)	○ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。	○ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。
2-21		子育て支援	○ 具体的な子育て支援事業の種類・実施内容等は、公定価格等の議論と合わせて検討。	—	—	○ 小学校就学前の各年齢の子ども及びその保護者を対象。 ○ 保護者の子育てをしていく力を高める観点及び地域において子育てを支援する体制等の充実を図る観点に立って実施。 ○ 地域の保護者が希望に応じて利用できる体制を確保。	○ 規定なし。(家庭及び地域における教育の支援に努める(学校教育法24条))	○ 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、積極的に取り組むことが求められる。	○ 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、積極的に取り組むことが求められる。

## 2 基準全般に関する意見

- ポイントは、施設設備面の安全確保と、人材の質の確保。非常勤であっても1年以上の契約にするとか、非常勤も含めた研修をしっかりと行うことが大事。少なくとも施設長には研修を義務づけるとか。
- 平成27年度の制度開始までのタイムスケジュール上、議論を深められない部分があるのであれば、5年経ったら基準を見直すということにすれば、厳しい基準でも幼稚園や保育所は頑張るということになるかもしれない。
- 基準を緩めて欲しいという人に対しても、5年の間に資料を集めて、検証する時間があるから、と言えるのではないか。
- 実際に制度を運用してみて、5年後に、安全面でも問題がないと言えれば、基準を緩めるといったやり方のほうが良いのではないか。
- 時間がない中でとにかく時間に間に合うように作るので、内容を吟味できない、とりあえずの基準なんだということを委員に伝えて、一旦策定した後、時間をかけて検討してよりよい完成品を作っていけばいい。
- そう考えると、一回緩い基準にしてしまったら後から厳しくはできないから、最初は厳し目にしておいて、基準は継続的に検討していくという体制を作るのがよいかも。  
臨床の小児科医、警察、消防とか、現実の世界を見ている人がいい。児童相談所関係者もいいかもしれない。子どもは弱い。子どもを守る基準を作るのだから、おのずと誰の話を聞くべきかわかるはず。
- 質に合わせて必要なコストは変わる。高い基準に見合った高いコストを負担する合意があるなら、質は高ければ高いほど良いに決まっている。
- 防災訓練の規定が必要。月1回以上。
- 教育の質は大事なことで、議論しないといけませんが、部会は2回だけなので、まずは基準。
- 部会では、質の議論が欠かせない。業界団体の利益ではなく子どもにとって何が最善かという視点で議論が行われることを望む。
- 移行特例というのは、既存の保育所、幼稚園だけだと思っていた。法施行後も一旦幼稚園や保育所になれば移行特例を適用できるということは知らなかった。もちろん、期限も区切ったものと思っていた。
- 幼保一元化に向かっていくというメッセージが必要。国が特例というインセンティブを提示し、利用者にとっても一元化してわかりやすい制度にすべきなのだから、緩和特例は全部採用して、まずは幼保連携型認定こども園にさせて、10年間で高い基準を満たさせ、基準を満たしていなかったら認可を取り消せばいい。
- 利用者のニーズをもとに、施設等の供給体制を整備する区市町村の意見を聞くことが大事。

## 3 その他

- 施設の基準だけで、新たな幼保連携型認定こども園を進めていこうというのは無理だろう。研修などの面も含め、総合的に考えていきたい。
- 幼保連携型の認定こども園を進めていくよりも、幼稚園の預かり保育を充実させてほしい。
- 質の高い一元化を最終的には目指すべき。今は、保育所、幼稚園ともに、新幼保連携型認定こども園を消極的に受け止めているが、今回の部会、部会の委員の発信するサイン、積極性によって、状況に大きな違いが生じる。将来が変わることになる。幼稚園型認定こども園ではなく新幼保連携型認定こども園になるとはかなり、意味合いが異なる。
- 行政として、新幼保連携型認定こども園は将来の理想モデルであるという方針を出してもいいのかも。
- 東京都は日本の中心としてあるべき姿を示さなければいけないのでは。基礎的自治体は理念を言っている余裕はないので、都としてバックアップもするけど、新幼保連携型認定こども園を促進するという体制を取る、というスタンスを取ってほしい。
- 行政として、保育者をどのようにつくっていくかという点も大事。認定こども園や幼稚園・保育所に対し、学生の実習を受け入れるよう義務付けて欲しい位、この実習は大切だと思う。
- 質の高い幼児教育は大変重要。いわゆるお勉強ではなく、探究心や好奇心を育てる教育。日本の将来を考えれば、これからの高度情報化社会に対応できる人材の育成は、義務教育前から開始する必要があるのではないか。
- 保育所に限らず、幼稚園も質はばらばらだろう。幼児教育はどうあるべきかということを都が示して、質の高い幼児教育の提供を行っていくべき。
- 教育と保育で学びあいをやってほしい。地域の中でもできていないと聞いている。高度なところでの幼保一体化が促進されるような仕掛けを東京都にはやってほしい。
- 将来的には幼児人口が減少し、保育ニーズも下がっていくだろうから、東京都はそれを見据え、率先して対策をとらなければならない。
- 就労している親は、第一に自分が働く時間を確保したいと考えているように感じる。子供に幼児教育を受けさせるというのはその次。一方、幼稚園児の親は、保育所では教育をしてもらえないと思っており、お互いに考えが違う部分があるような印象を受けている。